

平成 23 年 3 月 10 日 現地調査 進展なし

平成 23 年 3 月 15 日 現地調査 地震被害なし

平成 23 年 3 月 17 日 県庁土地対策課、森林計画課と協議 D 工区に対して行政指導文書（都市計画法、森林法）を送付することにした。同時に赤井谷に対しても土採取等規制条例で指導していくことにした。（土地対策課によると、土採取等規制条例は、届出という性格上指導力は弱いとのことであった。できれば他の法令等と同時に行うことが効果的である。しかしながら、現状他の法令は廃掃法しかない。廃掃法は、残土処分地全体では指導していない。（上流部の木屑に対して指導中である。）

平成 23 年 3 月 23 日 七尾在住の■■■■より電話連絡 土木事務所に連絡したところ担当は市役所と聞いて電話した。本日大型車が土砂を搬入している。どうなっているのか？ 昨年の説明会にも出席したが、工期はとっくに過ぎていのになぜ搬入を認めているのか？

2 月中旬にも搬入したことは把握している。先週（15 日）現場確認したが搬入の事実はなかった。今日中に現場調査すると回答した。又、ダンプを見かけたら通報するようお願いした。

同日 現場調査 D 工区に土砂搬入（大型 30 台程度）を確認し現場を後にしようとしたところ 13:50 頃ダンプを発見し運転手（下記①）に事情を聞いた。

誰の指示か？ → ……

■■■■か？ → そうだ

■■■■もからんでいるのか？ → ■■■■及び■■■■から指示を受けている。

■■■■は？ → 知らない

どのような指示を？ → あいているところに下ろせと

どこから持ち込んでいるのか？ → 二宮の現場から

いつから？ → 今日から

何台で運搬しているのか？ → 12 台体制

前回（2/21 現場確認済）もそうか？ → そうである。

30 分間で計 10 台を確認した。

① ■■■■？

② ■■■■

③ ■■■■

④ ■■■■

⑤ ■■■■

⑥ ■■■■

⑦ ■■■■

⑧ ■■■■

⑨ ■■■■

⑩ ■■■■

同日 東部農林に状況報告

平成 23 年 3 月 24 日 現地調査 ダンプ 3 台とすれ違った。D 工区に置ききれなくなったので、赤井谷に搬入していることを確認した。

平成 23 年 3 月 25 日 配達証明郵便にて行政指導文書発送

同日 建設課が■■■■に電話連絡 ■■■■より赤井谷を完成させるために残土を再開したと連絡があったと回答を得る。

同日 ■■■■より電話連絡 再度残土が搬入されていることについて問合せー23 日（現場確認したこと。）からの経緯を説明した。

平成 23 年 3 月 28 日 配達証明郵便（あて所に尋ねあたりません）のスタンプが押され戻ってくる。

同日 建設課現地調査 赤井谷に 10 台程度搬入を確認した。